

令和3年

第7回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和3年7月26日 午後2時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について（7番田村 芳文委員、8番中島 修委員）
- 日程 3 第1号議案 大巻地区南魚沼市農地利用最適化推進委員の選任について
- 日程 4 第2号議案 南魚沼市農業委員会特別委員会委員の選任について
- 日程 5 諸般の報告 ・別紙のとおり
- 日程 6 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 7 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 8 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 9 第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 10 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について
- 日程 11 第5号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について
- 日程 12 第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について
- 日程 13 第7号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 14 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
- 日程 15 その他

- 令和3年8月4日（水）
 - ・第1回農家組合方向性検討委員会 14：00～
【JAみなみ魚沼本店：1階会議室】 〈局長〉

- 令和3年8月5日（木）
 - ・令和3年度農業・農政情報推進地区懇談会
【津南町役場】 〈会長、局長〉

- 令和3年8月18日（水）
 - ・市町村農業委員会代表者研修会 13：30～
【新潟市：ユニゾンプラザ】
〈会長、会長職務代理、農地特別委員会委員長、農政特別委員会委員長、
広報特別委員会委員長、最適化推進委員長、局長〉

- 令和3年8月23日（月）
 - ・第1回農地パトロール（1日目） 9：00～
【東・六日町・石打地区】 〈各地区委員・事務局〉

- 令和3年8月25日（水）
 - ・第8回農業委員会総会 9：00～
【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

		2番	西野 徳光		
4番	荒川 敦	5番	片桐 京	6番	山崎 輝代
7番	田村 芳文	8番	中島 修		
10番	棚村 光正	11番	大平 泰弘	12番	原澤 眞
13番	林 昭彦	14番	牛木 友哉	15番	井上 秀樹
16番	駒形 哲也	17番	中島 直樹	18番	関 匡和
19番	並木 孝夫				
推1番	島田 徳敏	推2番	佐々木 大輔	推3番	小野塚 真
推4番	上村 正明	推5番	佐藤 勝美	推6番	林 秀夫
推7番	長谷川 政一	推8番	勝又 信行	推9番	青木 悦夫
推10番	志太 要一	推11番	篠田 猛	推12番	高橋 正男
推13番	櫻井 隆	推14番	山田 久雄	推15番	上村 良男
推16番	高村 英男	推17番	山本 晴夫	推18番	小杉 一明
推19番	関 英夫	推20番	桑原 善和	推21番	井口 博
推22番	水澤 利徳	推23番	高野 作栄喜	推24番	貝瀬 茂利

欠席委員は3名である。

1番	中俣 渉	3番	宮田 京子	9番	南雲 廣悦
----	------	----	-------	----	-------

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係長	一之谷 浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	貝瀬 佐知子

(会長、議長席に着く)

(13時55分開会)

議長 令和3年第7回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

はじめに1番中俣渉委員、3番宮田京子委員、9番南雲廣悦委員から欠席届がでていますので、これを許します。したがって、本日の出席は農業委員が16名、推進委員が23名で合計39名の出席ですので総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、7番田村芳文委員、8番中島修委員にお願いいたします。

日程3 第1号議案 大巻地区南魚沼市農地利用最適化推進委員の選任について

議長 日程3 第1号議案 大巻地区南魚沼市農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第1号議案朗読)

こちらは令和3年6月1日から6月30日まで市報及び市のWebサイトで公募推薦を行い、7月19日に農業委員から選出された7名の委員で構成する評価委員会を設けまして、欠員だった大巻地区の推進委員さんを選考させていただきました。その結果、十分に見識もあり推進委員としてお願いしたいという結果を踏まえまして議案にあげました。以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 大巻地区南魚沼市農地利用最適化推進委員の選任については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案は原案のとおり承認されました。

暫時休憩といたします。休憩中に辞令交付式を行います。

(14時00分休憩)

議長

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

(14時05分再開)

日程4 第2号議案 南魚沼市農業委員会特別委員会委員の選任について

議長

日程4 第2号議案 南魚沼市農業委員会特別委員会委

員の選任についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第2号議案朗読)

今回、大巻地区の欠員補充により推進委員さんが担当する特別委員会につきましては、前委員さんが担当されていた農地特別委員会委員をお願いしたく提案するものです。また、このほかの部会につきましても同じように食育担当部会、あっせんの担当地区につきましても前委員と同じ宇津野、青木、大杉、奥を引き継ぐ形でお願いしたく提案するものです。以上、ご審議をお願いします。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りを致します。第2号議案南魚沼市農業委員会特別委員会委員の選任については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案は原案のとおり承認されました。

ただいまを持ちまして、島田さんを推進委員として迎え総勢43人となりました。改めてよろしく申し上げます。

日程5 諸般の報告

議長

日程5 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様から何かありますでしょうか。12番原澤眞委員。

12 番原澤委員

6月25日にふれ愛支援センターで認定農業者と農業委員会との意見交換会が開催されました。当日は新潟県農林水産部から牛腸技監、南魚沼地域振興局から上田部長、JAみなみ魚沼から内藤営農部長、田村営農次長を迎え、認定農業者、農業委員会、その他行政関係者の総勢34名の参加で行われました。はじめに牛腸技監より新潟県農政の展開方向と題して講演をいただき、持続可能な農業を実現するため県内の農業の現状と課題、政策を詳しく説明いただきました。また、JAみなみ魚沼からは地域農業を発展させていくための振興計画について説明いただきました。その後認定農業者との意見交換を行い、大変有意義な意見交換会となりました。報告は以上です。

議 長

ただいまの報告について質問、意見はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、原澤委員ありがとうございました。他にありますか。5番片桐京委員。

5 番片桐委員

7月12日に行われました、令和3年度南魚沼市健康まちづくり食育推進会議に出席してきました。平成28年に第2次南魚沼市健康まちづくり食育推進計画が10年計画で策定されていますが、計画策定から5年が経過して16項目の目標数値の達成状況の報告が行われました。最終年度の令和7年度への目標達成に向けて食育を推進することで報告がありました。以上です。

議 長

ただいまの報告について質問、意見はございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、片桐委員ありがとうございました。

他にありますでしょうか。無いようですので諸般の報告は終了させていただきます。

日程6 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程6 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第1号報告朗読)

(1)農地転用事実確認書の交付について

5ページをご覧ください。前回総会以降6件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおりに完了していました。

(2)農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
7ページをご覧ください。こちらは22件です。

1番、借受人の都合による解約で、利用権が申請済みです。

2番、3番が関連案件となっております、JAみなみ魚沼さんを仲介した契約で、新潟県の土地使用のための解約です。

4番、こちらは転用のための解約で、5条申請済みです。

5番は条件不利地のための解約です。

6番から8ページの8番まで、同じ借受者の方の案件です。法人化のための解約で、利用権が申請済みです。

9番、借受人の都合による解約で、利用権が申請済みです。

10番と11番、12番と13番、14番と15番がそれぞれ関連案件となっております。こちらはJAみなみ魚沼さんを仲介した契約です。耕作者法人化のための解約で、利用権が申請済みとなっております。

16番から13ページの22番までも同じ方の借受者の方の案件です。同じく法人化のための解約で、利用権が申請済

みです。

(3) 農地法の適用を受けない事実確認について

15 ページをご覧ください。非農地証明ですが、こちらは3件です。

1 番、津久野下新田の登記田、現況雑種地の1筆 265 m²です。資料は1-2 ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地で、6月16日に青木委員さんから確認いただいています。非農地証明を発行しています。

2 番、同じく津久野下新田の登記畑、現況雑種地の1筆 137 m²です。資料は3-4 ページをご覧ください。こちらも過去に農地法上の農地から外れた土地で、6月30日に青木委員さんから確認いただいています。非農地証明を発行しています。

3 番、野中の登記畑、現況宅地の1筆 282 m²です。資料は5-6 ページをご覧ください。こちらにつきましても過去に農地法上の農地から外れた土地で、7月7日に大平委員さんから確認いただいています。非農地証明を発行しています。

(4) 農地法施行規則29条1号の規定による通知について

17 ページをご覧ください。農業用施設の届出ですが、こちらは5件です。

6 番、黒土新田の畑1筆 58 m²です。資料は7-9 ページをご覧ください。転用目的は農機具格納庫の建築で、6月16日に届出をいただいています。

7 番、台上の田1筆 62 m²です。資料は10-12 ページをご覧ください。転用目的は農機具格納庫の建築で、6月16日に届出をいただいています。

8 番、新堀の田1筆 187 m²です。資料は13-15 ページをご覧ください。転用目的は農機具格納庫の建築で、6月21日に届出をいただいています。

9 番、野際の畑1筆 41.94 m²です。資料は16-18 ページをご覧ください。転用目的は農機具格納庫の建築で、6月

23日に届出をいただいています。

10番、新堀の現況畑1筆1㎡です。資料は19-21ページをご覧ください。転用目的は農業用井戸の設置で、6月30日に届出をいただいています。

第1号報告については以上です。

議 長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第1号報告を終わらせていただきます。

日程7 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議 長

日程7 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

19ページをご覧ください。今月は1件のあっせんの申し出があがってきています。

土地については浦佐の9筆です。地目は全て田となっています。面積は合わせて3,381㎡で、売買の意向です。申出者におかれましては財産処分をしたいとのことです。あっせん指名日は7月12日、関匡和委員、井口委員にお願いしています。

第2号報告については以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第2号報告を終了させていただきます。

日程8 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について

議長

日程8 第3号報告 農用地利用配分計画の認可についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号報告朗読)

今月の農用地利用配分計画についてですが、21-22ページをご覧ください。

今月は40件と多くなっていますが、こちらは4月の農業委員会総会の中の利用集積計画で農地中間管理機構が借り受けたものを担い手に配分するものです。公告日は令和3年6月29日です。

第3号報告については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようでしたら第3号報告を終了させていただきます。

日程9 第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程9 第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第3号議案朗読)

24ページからになります。今月は8件の申請があがって

きています。

97番、売買による所有権移転です。泉新田の田1筆313㎡です。譲渡人につきましてはこの申請で全農地の処分となります。申請理由は経営規模拡大のためです。

98番、売買による所有権移転です。野田の田1筆242㎡です。こちらの土地は譲受人の所有農地に隣接している農地です。申請理由は経営規模拡大のためです。

99番、売買による所有権移転です。余川の畑3筆184㎡です。こちらの土地は譲受人の自宅裏の農地です。対価につきましては譲受人がこちらの自宅裏の農地がどうしても欲しいということでこの価格で合意になったとのことですので。申請理由は経営規模拡大のためです。

100番、売買による所有権移転です。長崎の畑1筆380㎡です。こちらの土地は譲受人の所有農地と相分になっている農地です。申請理由は経営規模拡大のためです。

101番、売買による所有権移転です。大沢の田1筆107㎡です。なお、こちらの申請は農地と隣接する宅地と一緒に取得するものです。申請理由は経営規模拡大のためです。対価につきましても宅地と合わせた金額となっています。

102番と103番が関連案件となっておりまして、譲受人が同じ方の案件です。102番、売買による所有権移転です。宮野下の畑2筆334㎡です。こちらは譲受人の自宅に隣接する農地です。申請理由は経営規模拡大のためです。

103番、使用貸借権の設定です。期間は1年間で、両者はご兄弟の関係です。上一日市の田3筆2,666㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。なお、この2件を合わせまして下限面積の30aを満たしています。

104番、こちらは使用貸借権の再設定です。以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案については原案のとおり承認されました。

日程 10 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達について

議長

日程 10 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

27ページをご覧ください。今月は4件の申請があがっています。

10番、大桑原の田1筆668㎡、転用目的は農作業場用地となります。資料は22-24ページをご覧ください。こちらは先月の総会で農振農用地の用途変更を協議いただいたものです。内容については、水稻の苗の生産が多くなり水管理等が難しくなってきたためコンクリートでならして育苗施設として利用したいというものです。こちらは第1種農地ではございますが、農業用施設への転用ですので許可相当と考えています。なお、こちらの土地はすでにコンクリート舗装がされておりますので始末書を提出いただいています。

11番、市野江甲の田1筆117㎡、転用目的は住宅用地です。資料は25-27ページをご覧ください。内容については、昭和62年に道路拡幅で既存の住宅を曳家されました。今回、子ども夫婦の住宅を建築するために土地を調査したところ、農地である申請地に建物がかかっていることがわかったため申請をいただいたものです。始末書も提出いた

だいています。こちらの農地は第2種農地であり、集落に接続する農地を住宅として転用するものですので許可相当と考えています。

12番、新堀の田1筆198㎡、転用目的は通路用地です。資料は28-30ページをご覧ください。内容については、申請地を住宅への乗入道路に利用したいとのことですが、現地はすでに乗入道路として転用されています。申請者からは始末書を提出いただいています。こちらの農地は第2種農地であり、集落に接続する農地を転用するものですので許可相当と考えています。

13番、六日町の畑1筆254㎡、転用目的は住宅用地です。資料は31-33ページをご覧ください。内容については、申請地にはもともと農機具庫がありました。今回、新たに車庫を建築しようとしたところ、申請地が農地だったことが分かりまして転用の申請をいただいたものです。なお、申請者からは始末書を提出いただいています。こちらの農地は都市計画法に定められた用途地域内の農地ですので、第3種農地で原則許可となっております。

第4号議案については以上です。

議 長

質疑に入る前に、私の方から12番案件について補足をいたします。転用目的は乗入道路となっていて、資料の30ページを見ていただきたいと思います。太線になっているところが申請地です。本人に確認をしたところ、昭和41年の国土調査以前は乗入道路が存在したそうです。ところが、昭和41年の国土調査が完了したら無くなってしまったとのことでした。本人にしてみれば昔から乗入道路として使っていて、乗入れが無ければ自宅へ入れないということです。今回4条届出を行う際に工事を始めようとしたところ、地目が農地になっていることが分かり、始末書を付けて申請いただいたという内容ですのでご理解いただきたいと思います。

それでは、ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案は原案のとおり承認されました。

日程 11 第5号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達について

議 長

日程 11 第5号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第5号議案朗読)

29 ページをご覧ください。今回の事業計画変更承認申請は1件です。

整理番号7番、坂戸の登記田、現況宅地の2筆130㎡について転用事業の内容と転用事業者を変更するものです。資料は34-36ページをご覧ください。当初計画は住宅及び道路敷地として昭和47年8月31日に5条の許可を受けましたが、当初計画者が転勤となり別の場所に住宅を建築したとのことで申請地の転用が行われないうままになっていました。今回、旅館業を営む事業承継者が現在の駐車場が手狭になったため所有権移転を受けて駐車場及び公衆用道路に転用するものです。また、転用目的の変更と所有権移転をするため、同時に5条申請が必要ですので後ほど審議いただきます。この農地については都市計画法に定められた

用途地域内の農地ですので、第3種農地で原則許可となります。

第5号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第5号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請の進達については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第5号議案は原案のとおり承認されました。

日程 12 第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達について

議 長

日程 12 第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第6号議案朗読)

31 ページをご覧ください。今月の5条申請は16件です。41番、浦佐の田1筆 345㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は37-39ページをご覧ください。内容については、譲受人の方は現在アパートに居住されていますけれども、手狭になったため申請地を譲り受けて新たに住宅を建築したいという内容です。こちら

の農地は都市計画法に定められた用途地域内の農地ですので、第3種農地で原則許可となります。

42番、一村尾の田1筆361㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は40-42ページをご覧ください。内容については、申請者は現在市営住宅に居住されていますが、手狭になってきたため申請地を譲り受けて住宅を建築したいという内容です。こちらの農地につきましては集落に接続した第2種農地と判断し、許可相当と考えています。

43番、上原の田1筆1,430㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は事業所用地です。資料は43-45ページをご覧ください。譲受人は電子工学機械の製造販売業を営む法人ですが、近年取引先が増加し事業が拡大したため本社工場と隣接した形で研究開発棟を建設したいとのことです。申請地は今年の2月に農振農用地からの除外を協議いただきましたが、5月に農振農用地区域からの除外が完了しています。第1種農地ではありますが、既存の施設を拡張するもので、既存の施設の面積の2分の1を超えない範囲であるため許可相当と考えています。

44番、津久野の畑1筆146㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は46-48ページをご覧ください。譲受人は現在両親と同居されていますが、手狭になったため申請地を譲り受けて住宅を建築したいという内容です。こちらの農地につきましては集落に接続した第2種農地と判断し、許可相当と考えています。

45番、麓の田3筆65.27㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は49-51ページをご覧ください。内容については、譲受人の亡くなられたお父さんが生前に転用許可を受けないまま車庫を建築されていて、今回申請地を譲り受け改めて転用申請をいただいたものです。申請者からは始末書を提出いただいています。また、車庫の一部となっている水路については払下げを受けまして、代わりに水路用地として転用を行い、付替え手続きを行うものです。こちらにも集落に接続した第2種農地と判断し、許可相当と考えています。

46番、宮の畑1筆624㎡です。交換による所有権移転

で、転用目的は農作業場用地です。資料は 52-54 ページをご覧ください。先月の総会で農振農用地の用途変更を協議いただいた案件です。内容としましては、今まで自宅隣の農作業所で米の乾燥調製をしていましたが、経営規模拡大に伴い機械の増設と作業所が必要になったとのことで申請地を取得し、新たに米の乾燥調製施設を建設したいとのことです。こちらの農地は第 1 種農地ではございますが、農業用施設に転用するものであり許可相当と考えています。

32 ページに移りまして、47 番です。余川の田 1 筆 233 m²です。使用貸借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は 55-57 ページをご覧ください。譲渡人は譲受人の妻の祖父とのことです。譲受人は現在アパートに居住されていますが、手狭になったためこちらの農地に一般住宅を建築したいという内容です。こちらの農地は都市計画法に定められた用途地域内の農地ですので第 3 種農地となり、原則許可となります。

48 番、坂戸の登記田、現況宅地の 2 筆 130 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は駐車場用地です。資料は 34-36 ページをご覧ください。先ほどの事業計画変更承認申請で審議いただいた内容です。詳細については先ほどご説明したとおりですが、転用目的を一般住宅建築から駐車場用地への変更、それに伴い所有権移転が発生しますので事業計画変更承認申請と合わせて 5 条申請をいただいています。こちらも都市計画法に定められた用途地域内の農地ですので第 3 種農地となり、原則許可となります。

49 番、三郎丸の畑 1 筆 525 m²です。使用貸借権の設定で、転用目的は住宅用地です。資料は 58-60 ページをご覧ください。両者は親子です。譲受人はアパートに居住されていますが、手狭になったため使用貸借により申請地を借り受けて住宅を建築するものです。集落に接続した第 2 種農地と判断し、許可相当と考えています。

50 番、滝谷の田 1 筆 1,079 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は農作業場用地です。資料は 60-63 ページをご覧ください。こちらも先月の総会で農振農用地の用途変更を協議いただいた案件です。譲受人は今年の 4 月に立ち上がった農地所有適格法人です。今までは自宅隣の農作

業所で米の乾燥調製を行っていましたが、周辺への騒音・粉塵等の問題から申請地を取得し、屋外作業場と乾燥調製施設を建設したいというものです。こちらの土地は第1種農地ですが、農業用施設へ転用するものであり許可相当と考えています。

51番、竹俣の畑1筆520㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は64-66ページをご覧ください。譲受人は現在アパートに居住されていますが、手狭になったため申請地を譲り受けて住宅を建築するものです。集落に接続した第2種農地と判断し、許可相当と考えています。

52番、中の田1筆215㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は住宅用地です。資料は67-69ページをご覧ください。譲受人は大月に住んでいますが、家族が増え手狭になったため申請地を譲り受けて一般住宅を建築するものです。こちらの農地は水道管・下水道管が埋設されている道路に面しておりまして、かつ半径500m以内に中学校と保育園の二つの教育施設があることから第3種農地となり、原則許可と考えます。

33ページに移りまして、53番です。樺野沢の畑2筆138㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は駐車場用地です。資料は70-72ページをご覧ください。譲受人は宗教法人でして、近隣に墓地を増設する計画があるとのことです。墓地へ参拝に来た方用になるべく墓地の近くに駐車場が必要だということで、申請地を譲り受けて駐車場に転用するものです。こちらの農地についても集落に接続した第2種農地と判断し、許可相当と考えています。

54番、南田中の畑1筆274㎡です。売買による所有権移転で、転用目的は農作業場用地です。資料は73-75ページをご覧ください。内容については、譲受人の農業経営規模の拡大により新たに農機具格納庫が必要になったため、申請地を譲り受けて農機具格納庫を建築したいということです。こちらの農地も集落に接続した第2種農地と判断し、許可相当と考えています。

55番、茗荷沢の田1筆3,007㎡です。賃借権の設定で、転用目的は砂利採取です。資料は76-78ページをご覧ください。

さい。内容については、砂利採取のための一時転用の申請です。こちらの農地については農振農用地内の農地ではありませんが、一時転用ということで許可相当と考えています。

56番、吉里と塩沢の田3筆1,154㎡です。賃借権の設定で、転用目的は仮設ヤードです。資料は79-85ページをご覧ください。内容につきましては、それぞれの農地にある送電線の支持物が古くなったということで、現在のものを撤去し新しいものに建て替えるための工事を行うための工事ヤードのための一時転用です。工事期間については稲の刈取り後から降雪前に完了とのこと。こちらの農地も農振農用地内の農地ではありませんが、一時転用ということで許可相当と考えています。

第6号議案については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請の進達については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第6号議案については原案のとおり承認されました。

暫時休憩といたします。

(14時55分休憩)

議長

休憩前に引き続き議事を再開いたします。

(15 時 35 分再開)

日程 13 第 7 号議案 農用地利用集積計画 (案) について

議 長

日程 13 第 7 号議案 農用地利用集積計画 (案) についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第 7 号議案朗読)

36 ページをご覧ください。今月はあっせん売買が 1 件、賃借権の新規設定が 30 件、使用貸借権の設定が 1 件、再設定が 3 件となっています。

508 番、大杉新田の田 1 筆 252 m²です。所有権の移転で、対価は m²当たり 793 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 86 ページをご覧ください。

509 番、一村尾の田 1 筆 512 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

510 番、大木六の田 1 筆 3,176 m²です。賃借権の設定で、対価は総額 63,000 円とのことです。申請理由は経営規模拡大のためです。

511 番から 514 番、少し飛びまして 39 ページの 520 番から 45 ページの 538 番までが耕作者が同じ方の案件です。

511 番、仙石の田 3 筆 2,092 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 70 kg です。

512 番、仙石と徳田新田の田 12 筆 19,917 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 70 kg です。

513 番、吉山新田の田 2 筆 3,549 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

514 番、吉山新田の田 1 筆 3,180 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

515 番、君沢の田 4 筆 2,262 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。

36 ページに移りまして、516 番です。雲洞の田 2 筆 4,084 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申

請理由は経営規模拡大のためです。

517 番、雲洞と三郎丸、早川、枝吉の田 16 筆 26,960 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

518 番、519 番は譲受人が同じ法人の案件です。518 番、三郎丸の田 1 筆 1,041 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 78 kg です。

519 番、同じく三郎丸の田 1 筆 1,306 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 78 kg です。申請理由はいずれも経営規模拡大のためです。

520 番、滝谷と吉山新田の田 15 筆 17,529 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

40 ページに移りまして、521 番です。滝谷と吉山新田の田 7 筆 6,932 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

522 番、滝谷と吉山新田の田 7 筆 10,352 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

523 番、滝谷と吉山新田の田 3 筆 5,256 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

524 番、小松沢の田 4 筆 3,005 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

525 番、小松沢と滝谷の田 8 筆 8,159 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

526 番、小松沢と滝谷、吉山新田の田 11 筆 10,606 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

527 番、小松沢と滝谷の田 2 筆 2,102 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

42 ページに移りまして、528 番です。小松沢と滝谷の田 9 筆 10,331 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

529 番、滝谷の田 2 筆 1,228 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

530 番、滝谷の田 2 筆 6,162 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

531 番、滝谷の田 10 筆 7,484 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

532 番、滝谷の田 10 筆 9,093 m²です。賃借権の設定で、対価は全部で 8 俵です。

533 番、滝谷の田 10 筆 7,465 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

534 番、滝谷の田 2 筆 2,127 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

535 番、滝谷の田 1 筆 2,617 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

536 番、滝谷の田 8 筆 7,225 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

537 番、滝谷の田 3 筆 5,420 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。

538 番、滝谷の田 12 筆 11,673 m²です。賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。ここまでは

さんの案件を説明させていただきましたけれども、こちらの申請理由に経営規模拡大のためと法人化のためという二つの理由があります。こちらについては第 1 号報告の農地法の規定に基づく届出の報告の中の賃貸借の解約通知で、解約理由が法人化のためとなっている案件について、改めて法人と賃貸借契約を結んだものについては法人化のためと記載しています。それ以外の新規賃貸については経営規模拡大のためと記載していますので、二つの理由が存在することになります。

続いて 539 番です。浦佐の田 2 筆 1,011 m²です。こちらは使用賃借権の設定で、申請理由は経営規模拡大のためです。

46 ページに移りまして、540 番、541 番、542 番につきましては中間管理機構への再設定の案件ですので説明を省略させていただきます。以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第7号議案 農用地利用集積計画(案)については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め第7号議案は原案のとおり承認されました。

日程14 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について

議長

日程14 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(協議第1号朗読)

48ページをご覧ください。令和3年7月12日付で市の農林課から南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についてということで協議があがってきています。49ページをご覧ください。変更理由書ということで、今回は用途変更が2件の協議があがってきています。

50ページをご覧ください。1件目は永松の[]さんからの申出です。1の権利については借地を予定しています。2の用途変更の理由については、現在は既存の農作業所に農機具を保管しているが、経営規模拡大により現農作業所に入りきれない等の理由から新たな農機具格納庫を建設したいということです。3の選定理由ですが、自己経営耕地のほぼ中心に位置し、経営拡大と作業効率の改善がされることと、周りに民家も無く影響を与えない等の理由から選定されたということです。4の用途変更する土地の表示は[]の内394㎡です。51ページをご覧ください。変更箇所詳細図については56ページをご覧ください。3の変更箇所付近の公図及び位置図については57-58ページを

ご覧ください。4の用途区分変更の概要の(1)の目的は先ほどご説明したとおり、農機具格納庫の建設です。(2)の開発事業等の概要のアの開発の目的は先ほどの用途変更の理由でご説明したとおりです。イの開発予定工期ということで令和3年8月から令和3年9月です。ウの開発全体面積は394㎡です。(3)の用途区分変更する土地の概要については先ほど説明したとおり永松の土地394㎡です。52ページに移りまして、(4)の農林事業の実施状況ということで、この地域における農林事業の実施状況が記載されています。(5)の用途区分変更による集団化及び農作業の効率化等への影響ということで、こちらについては農用地区域の端部に位置し、農用地の集団化には影響はありません。また、農作業の効率化が上がると見込まれ、農業上の効率的かつ総合的な利用等に支障を及ぼすおそれはないとのことです。(6)の補足説明及び資料等の(ア)には申請人の現在の営農規模が記載されています。(イ)の当該変更による農地区域内の土地改良施設の有する機能に及ぼす影響については記載のとおりです。(ウ)のその他参考となる資料につきまして、平面図・立面図と建物等配置図については59-61ページに記載のとおりです。事業者の開発スケジュールについては次ページの53ページをご覧ください。隣接農地所有者の同意書については54ページに記載されています。55ページには始末書ということで記載がありますが、こちらについては申請地にある既存の農作業所の部分の始末書です。こちらに記載のとおり、平成16年にこちらの申請地の一部である195㎡について2a未満の農業用施設の届出の際に農振農用地であることを見落としていまして、届出の前段として必要な用途変更の手続きをされないまま農作業所を建築したという経緯から提出していただいた始末書です。この度、申請者が既存の建物のほかに新しく農機具格納庫を建てるために相談に来たところ、用途変更がされていないことが分かりまして申請をしていただいたものです。

続いて2件目です。62ページをご覧ください。申請人は青木新田の[]さんです。1の権利の有無については借地を予定しています。2の用途変更の理由に

については経営規模の拡大及び苗の受注量の増加により、既存の育苗施設が手狭になってきたことからプール育苗用の育苗施設を増設したいとのことです。3の選定理由については既存の育苗施設にも隣接しておりまして、作業効率も良く、周辺農地への影響もないことから選定されたとのことです。4の用途変更する土地の表示は[]の内447㎡です。63ページをご覧ください。2の変更箇所の詳細図については67ページをご覧ください。3の変更箇所付近の公図及び位置図については68-69ページをご覧ください。4の用途区分変更の概要の(1)の変更の目的は先ほどもご説明したとおり育苗施設の建設となります。(2)の開発事業等の概要のアについては先ほどの用途変更の理由でご説明したとおりですので省略します。イの開発予定工期については令和3年9月着工、令和3年10月完了予定です。(3)の用途区分変更する土地の概要は先ほどの62ページでご説明させていただきましたので省略します。

(4)の農林事業の実施状況ということで、この地域における農林事業の実施状況が記載されています。(5)の用途区分変更による集団化及び農作業の効率化等への影響につきましては記載のとおりです。(6)の補足説明及び資料等の(ア)の営農規模については、申請人の現在の耕作状況が記載されています。(イ)の当該変更による農用地域内の土地改良施設の有する機能に及ぼす影響についても記載のとおりです。(ウ)のその他参考となる資料についてですが、平面図・求積図については70-71ページをご覧ください。事業者の開発スケジュールは65ページ、隣接農地所有者の同意書は66ページに記載がありますのでそれぞれご覧ください。

協議第1号の説明については以上です。

議 長

ただいまの説明について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号については原案のとおり承認されました。

日程 15 その他

議 長

日程 15 その他についてですが、なにかございますでしょうか。14 番牛木委員。

14 番牛木委員

農地特別委員会から第1回農地パトロールのご案内です。皆さんのお手元にお配りしています、日程表をよくご確認の上、農地パトロールの業務をしていただくようお願いいたします。何度も申しますが、農地パトロールは農業委員会の必須業務ですので余程の都合が無い限りは参加いただくようお願いいたします。以上です。

議 長

ただいまの牛木委員からの報告について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

皆さんのお手元の日程表をよくご確認していただいて、もしなにかわからないことがあれば事前に確認していただくようお願いいたします。

無いようですので、牛木委員ありがとうございました。他にありますか。古藤局長。

古藤局長

3点ございます。まず1点目ですが、皆さんのお手元に

配布しました、農業者年金制度が改正されますという資料をご覧くださいながら聞いていただきたいと思います。来年 2022 年より農業者年金制度が一部改正されることになりましたので、ご案内をさせていただきます。全部で 3 点ございます。まず、1 点目が 35 歳未満の若い農業者が加入しやすいように通常加入の納付下限額が引き下げられます。今までは通常加入の 20 歳以上 35 歳未満の方は保険料の下限額が 2 万円でしたが、来年の 1 月 1 日からは下限額が 1 万円に引き下げられます。ただし、35 歳になると 2 万円以上への保険料額の変更が必要です。2 点目は農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります。現在、基本的には 65 歳から受給が開始できますが、来年の 4 月 1 日からは 65 歳以上 75 歳未満の間で受給開始時期を選択できるようになります。なお、繰上げ請求については今までどおり満 60 歳から請求することができますので、それを含めると満 60 歳から 75 歳未満の間で選択できるようになります。ただし、受給開始の時期を選択できるのは新制度のみとなりますので、旧制度老齢年金を請求する時期は満 65 歳と変更ありません。最後は農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます。現在、農業者年金に加入できるのは、年間 60 日以上農業に従事し、20 歳以上 60 歳未満の国民年金第 1 号被保険者ですが、来年の 5 月 1 日からは国民年金の任意加入者に限り 65 歳まで加入できるようになりました。皆さんから農業者年金の加入推進をしていただく中では 1 点目が一番魅力的だと思います。いずれも留意事項がございますので、資料をご確認いただきたいと思います。

2 点目は公務災害についてです。皆さんからご負担いただいて恐縮ですが、公務災害の掛け金を 8 月の報酬から 1,000 円ずつ引き落としさせていただきますのでよろしくお願ひします。

3 点目は総会の招集文書の公印省略についてです。現在、押印省略が進んでおりますが単純な通知等につきましては公印省略の方向がありますので来月の招集文書からは公印を省略させていただきます。以上です。

議 長

ただいまの古藤局長の説明について質問、意見等ありま

すでしょうか。

(質問、意見なし)

農業者年金制度の改正につきまして、普段から新規加入の勧誘をしているということでなければ分かりづらいかもしれませんが、もし身近に35歳未満で農業者年金に興味があるという方がいましたら事務局とよく相談をしていただきながら進めていただきたいと思います。

ほかにありますでしょうか。

無いようですので、本日の議案は全て終了しましたので総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦労さまでした。

(16時15分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 3年 9月25日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

田 村 芳 文

会 議 録 署 名 委 員

中 島 修
